

「みなし相続財産・みなし贈与財産の実務」

CONTENTS

第1章 生命保険契約

テーマ1	生命保険金	2
------	-------	---

■保険事故発生時の課税

テーマ2	生命保険契約に関する権利	10
------	--------------	----

■保険事故発生前の課税

第2章 個人年金契約

テーマ3	定期金に関する権利（給付事由発生時）	16
------	--------------------	----

■給付事由発生時の課税

テーマ4	定期金に関する権利（給付事由発生前）	17
------	--------------------	----

■給付事由発生前の課税

第3章 年金受給権

テーマ5	年金受給権の評価	22
------	----------	----

■年金により取得した場合の権利の評価

第4章 退職手当金

テーマ6	退職手当金	28
------	-------	----

■退職手当金を取得した場合の課税

第5章 継続受給権

テーマ7	保証期間付定期金に関する権利	40
	■生命保険や個人年金の継続受給権	

テーマ8	契約に基づかない定期金に関する権利	43
	■退職年金の継続受給権	

第6章 信託に関する権利

テーマ9	信託に関する権利	46
	■信託受益権に対する課税	

第7章 低額譲受益

テーマ10	低額譲受益	52
	■低額譲渡があった場合の課税	

第8章 債務免除等

テーマ11	債務免除等	58
	■債務免除等があった場合の課税	

第9章 その他の利益の享受

テーマ12	その他の利益の享受	64
	■その他の利益の享受の課税	

テーマ13	負担付贈与・負担付遺贈	69
	■負担付贈与・負担付遺贈があった場合の課税	

■本講義・教材の内容及び関係法令書類につきましては、令和2年4月1日現在に公表されている法令等に基づき作成しておりますが、令和3年4月1日現在改正の影響はございません。

■「元号」の表記について

本テキスト内で、元号は「平成」を使用しておりますが、2019年5月1日以降の日付につきましては「令和」と読み替えてご使用いただけますよう、お願いいたします。

「みなし相続財産・みなし贈与財産の実務」

第1章 生命保険契約

テーマ1	生命保険金	2
テーマ2	生命保険契約に関する権利	10

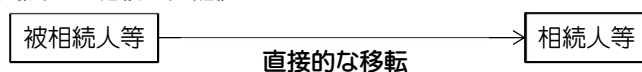
1 生命保険金

保険事故発生時の課税

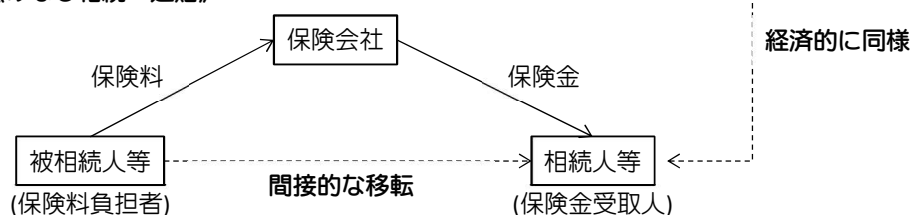
■ 1 生命保険金に対する課税の概要

生命保険金は、保険会社から支払われるもので被相続人等から取得するものではありませんが、税法上、保険料負担者から移転した財産とみなして保険金を取得した保険金受取人に対して課税が行われます。

《民法上の相続・遺贈》



《みなし相続・遺贈》



※ 用語の意義

保 険 契 約 者	保険会社との間で自分の名義で保険契約を締結する者
保険料負担者	保険料を支払う者
被 保 険 者	保険を掛けられた者
保 険 事 故	被保険者の死亡、傷害、疾病又は満期 etc.
保険金受取人	保険事故の発生により保険会社から保険金を受取る者

保険金を一時金で取得した場合において保険金受取人に課税される金額は、相続税又は贈与税の場合には取得保険金の額により計算しますが、所得税の場合には取得保険金の額から支払った保険料等を控除した金額により計算します（一時所得）。

なお、保険金を年金より取得した場合において保険金受取人に課税される金額はp 22の年金受給権の評価において解説します。

■2 生命保険金に対して課税される税目

税法上、生命保険金は保険料負担者より移転した財産とみなされるため、保険金受取人が取得した生命保険金については、保険金受取人と保険料負担者との関係により課税される税目が異なります。保険料負担者が複数人いる場合には保険料を負担した割合によりそれぞれの税目の課税される金額を計算します。

【図 解】

(1) 死亡保険金

<保険料負担者>

被 相 続 人	}	相続税課税
保険金受取人		
第 三 者		
		贈与税課税

(2) 満期保険金

<保険料負担者>

保険金受取人	}	所得税課税
第 三 者		
		贈与税課税

● 設 例

次の生命保険契約により取得した保険金で課税される税目は何でしょうか。

- 1 夫が契約者であり保険料を負担していた生命保険契約で、夫の死亡により支払われた保険金を妻が取得した場合
- 2 夫が契約者であり保険料を負担していた生命保険契約で、妻の死亡により支払われた保険金を夫が取得した場合
- 3 夫が契約者であり保険料を負担していた生命保険契約で、妻の死亡により支払われた保険金を長男が取得した場合
- 4 夫が契約者であり保険料を負担していた生命保険契約で、満期を迎えたことにより支払われた保険金を妻が取得した場合

第1章 生命保険契約



解 説

- 1 保険料負担者が被相続人であるため相続税が課税されます。
- 2 保険料負担者が保険金受取人本人であるため所得税が課税されます。
- 3 保険料負担者が被相続人及び保険金受取人以外の者であるため贈与税が課税されます。
- 4 保険料負担者が保険金受取人以外の者であるため贈与税が課税されます。

■3 取得保険金の額の計算

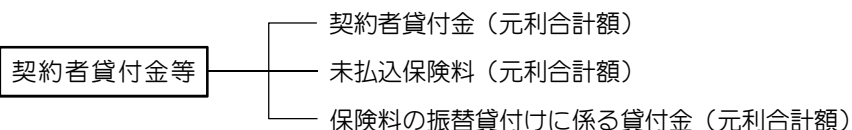
(1) 剰余金等がある場合

取得したものとみなされる保険金には、保険金とともに保険金受取人が取得する次のものを含めて課税が行われます。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 保険契約に基づき分配を受ける剰余金② 共済契約に基づき割戻しを受ける割戻金③ 払戻しを受ける前納保険料 |
|---|

(2) 契約者貸付金等がある場合

① 契約者貸付金等とは



契約者貸付金	解約返戻金の金額の範囲内で生命保険契約の契約者に貸付けられた金銭をいいます。つまり、契約者の保険会社からの借入金です。
未払込保険料	保険料の払込猶予期間中に保険事故が発生した場合のその保険事故発生時までの期間に対応する保険料をいいます。
保険料の振替貸付けに係る貸付金	保険契約者が保険料の払込みをしない場合に保険契約の失効を防ぐため保険会社が保険料を自動的に保険契約者に貸付け、保険料の払込みに充当された保険料に相当する金銭をいいます。

第1章 生命保険契約

設 例

次の生命保険契約により課税される保険金の取得保険金の額は誰にいくらとなるでしょうか。

- 1 夫の死亡により夫が契約者であり保険料を負担していた生命保険契約の保険金10,000,000円が保険金受取人である妻に支払われた。なお、この契約には剰余金の分配額が30,000円あり、保険金ともに受取人である妻に支払われた。
- 2 夫の死亡により夫が契約者であり保険料を負担していた生命保険契約の保険金が保険金受取人である妻に支払われた。なお、この契約の契約保険金額は15,000,000円であったが、この契約には契約者貸付金が1,000,000円あったため、受取人である妻にはその契約者貸付金の額を控除した残額が支払われた。
- 3 妻の死亡により夫が契約者であり保険料を負担していた生命保険契約の保険金が保険金受取人である長男に支払われた。なお、この契約の契約保険金額は20,000,000円であったが、この契約には契約者貸付金が1,500,000円あったため、受取人である長男にはその契約者貸付金の額を控除した残額が支払われた。

解 説

- 1 剰余金の分配額がある場合には、剰余金の分配額を取得保険金の額に含めることになります。

夫 $10,000,000\text{円} + 30,000\text{円} = 10,030,000\text{円}$ （相続税）

- 2 契約者貸付金がある場合には、保険金受取人に対する取得保険金の額は、契約保険金額から契約者貸付金の額を控除した金額となります。

妻 $15,000,000\text{円} - 1,000,000\text{円} = 14,000,000\text{円}$ （相続税）

- 3 契約者貸付金がある場合には、保険金受取人に対する取得保険金の額は、契約保険金額から契約者貸付金の額を控除した金額となります。また、被相続人が契約者でない場合には契約者が契約者貸付金相当額を取得したものみなされます。

長男 $20,000,000\text{円} - 1,500,000\text{円} = 18,500,000\text{円}$ （贈与税）

夫 1,500,000円（所得税）

■ 4 生命保険金の非課税金額

相続人が取得した相続税が課税される生命保険金については、被相続人の死亡後の相続人の生活等を考慮して一定額が非課税とされます。

(1) 適用対象者

相続人（相続を放棄した者及び相続権を失った者を含まない。）

(2) 非課税金額

①

生命保険金の非課税限度額
(5,000千円×法定相続人の数)

≥

すべての相続人の取得した
生命保険金の合計額

⇒ その相続人の取得した生命保険金の金額

②

生命保険金の非課税限度額
(5,000千円×法定相続人の数)

<

すべての相続人の取得した
生命保険金の合計額

⇒ 生命保険金の非課税限度額 × $\frac{\text{その相続人の取得した生命保険金の合計額}}{\text{すべての相続人の取得した生命保険金の合計額}}$

(注) 法定相続人の数とは、相続の放棄があった場合にはその放棄がなかったものとした場合における相続人の数をいいます。

【図 解】

